

高橋基樹・博士（法学）の学位認定に関する審査報告書

論文題目「フランスにおける单一公用語主義の憲法原理と地域言語の憲法的保障の研究」

審査委員　主査　大津浩
副査　森川俊孝
副査　西土彰一郎

I 論文の概要

フランス憲法は、天賦人権思想と社会契約論に基づく近代立憲主義を最も徹底して確立した国の一として知られている。この近代立憲主義においては、公私の区別を前提としつつ、公的場面においては一切の属性を捨象した均質かつ平等な存在として観念される市民が、国民の一般意思形成とその執行に平等に参加することと、国家権力は市民の文化・精神活動には一切介入せずに中立を保つことが当然視されるはずである。ところがフランスでは、1992年にフランス語を唯一の公用語とする規定が憲法に挿入され、またこの規定を根拠にして、国内における地域言語の保護を内容とする国際条約の批准を違憲とする判決が下されている。さらに2008年になると、今度は地域言語を保障する可能性を持つ新たな条項を憲法に挿入している。これら公用語と地域言語をめぐるフランス憲法上の動きは、憲法学の視点からはいかなる説明を与えるべきであろうか。これまで日本の憲法学では、国民の单一性神話に災いされてか、近代立憲主義と公用語との関係は十分に検討されてこなかった。もちろん近年で

は、カナダなどで採用されている多文化主義が複数の公用語を認めることで、文化の複数性と地域言語の存在を保障している事実に、日本の憲法学も一定の関心を持つようになってきた。しかし、このような多文化主義を拒否する近代立憲主義国家であるフランスにおいて、なお地域言語の存在を肯定しうる論理があるのか、もしこれが認められるとしてもその限界はいかなるものであるべきかについては、なおほとんど研究がなされていない。本研究は、単にフランス憲法に関する新たな比較憲法研究としての意義を持つのみならず、こうした日本の憲法学上の原理論的な欠損を補う重要な意義をも有しているのである。

各章の概要は以下の通りである。

序章

序章では、公用語と地域言語との関係を考えるうえでフランス憲法が最適であることを論じている。筆者によれば、フランスは单一公用語主義を明確な憲法原理として掲げつつ、実際には国内に多数の地域言語を有している点で、研究対象の一つとしてふさわしい。しかしそれだけでなく、フランスは、社会契約論の徹底の中で「国家と個人の一体性を保持していく選択」を探る点で、「市民革命を経なかったがゆえにこうした意識の薄い日本における個人と国家との民主的一体性の確保をどのように構築するかを研究課題とする」本研究においては、最適の研究対象だというのである。

こうした課題設定の下で、本研究はまず先行研究を分析する。その結果、社会学の分野では、本研究と同様のフランスの单一公用語主義と地域言語との関係を分析する研究が多数あるものの、多文化主義的な傾向の強まりとその意義を強調することに急なあまり、憲法学が重要視する共和制の憲法原理については無関心ないし軽視されているところに特徴があるとする。他方で憲法学の分野では、若干の研究しか存在しないことと、今度は逆に従来からの共和制の憲法原理である「不可分の共和国」、「人民の單一性」、「法律の前の平等」と单一公用語主義との結びつきの強さのみが強調され、单一公用語主義の揺らぎとそれを憲法原理的に論証しうる可能性についての研究がほとんど見いだせないことが確認される。

以上の検討結果から、本研究は、「单一公用語主義の変容状況を確認し、これらの積極的な意味づけを見出す分析を通じて共和制の憲法原理の詳細な分析を試み、それとの関係での单一公用語主義の本質的な意義を見出し考察する」ことで、单一公用語主義の「意義を損なうことなく、地域言語の多様性と〔の〕共存が可能であることを明らかにする」ことに目的を定めるのである。

本研究は3部構成となっている。

第1部

第1部は、フランス憲法史における单一公用語主義の成立の歴史とその憲法原理的な意義を分析する。第1章では、フランスの近世以降の公用語としてのフランス語の確立の過程を既存の研究を利用しつつ確認する。そして実際には、現代に至るも地域言語が残り続けていること、その衰退への危惧と結びついた地域主義の高まりの中で、公立並びに私立学校において地域言語教育が一定程度導入されるようになっていることを確認する。

第2章では、1992年に憲法改正によってフランス語を唯一の公用語とする单一公用語主義が採用されたことの意味を検討している。本研究によれば、当該条項が挿入された際の意味は地域言語の禁圧にあったのではなく、同年のマーストリヒト条約批准をめぐる国内対立の中で、同条項によりフランスの「主権〔至上〕主義者」を懷柔する意義、並びにグローバリゼーションの下で英語の支配が強まり、フランス語の地位が相対的に低下することへの警戒心にあったという。そして改憲の際の国会の議論でも、当該条項に地域言語を抑圧する意味はなかったというのである。しかし当該条項を具体化する1994年のトゥボン法の内容とこれに対する憲法院の一部違憲判決を分析することで、本研究は、この一部違憲判決により、「フランスではフランス国民の平等を実現するために、一切の公的領域では公用語としてのフランス語の使用が強制され、また家庭の中などの『私』を想定した場においては自由にどのような言語を使用してもかまわない」という、公私二分論の徹底した図式が示されたとする。そしてその結果、憲法の单一公用語条項が地域言語抑圧の効果を持つようになったと

分析するのである。

第3章では、1992年に欧州評議会で採択された欧州地域少数言語憲章という国際条約の批准をめぐるフランスの憲法論議を分析する。本研究によれば、同憲章は、これを批准した国に対し、地域言語使用者に「集団的な権利」の創設を求めるものではないこと、批准国の義務についても、憲章が列挙する義務のうちで各国に一定の選択を委ねており、必ずしも公的生活への地域言語使用の強制義務付けの意味はなかったことが指摘されている。次に本研究は、同憲章の批准にあたりその合憲性審査を付託された憲法院が下した違憲判決を分析する。本判決こそ、本研究がフランス单一公用語主義の根底をなすと見なす共和制原理をある程度明確に示したものであるが、それは「共和国の不可分性」と「法の前の平等」と「フランス人民の単一性」を一体のものとして結び付ける論理である。その結果、本研究では憲法改正の限界を画する可能性すらある共和制原理の中核部分として、均一の主体による公的領域での单一公用語の使用を通じた主権者意思の形成とその画一的な実施の不可欠性が正当化されることとなった。そして立法、行政、司法の全てを包括する公的領域において地域言語の使用は禁止されざるをえなくなり、結果的に同憲章は違憲と判断されたというのが、本研究の結論である。しかし本研究の独自性は、この結論の後にある。つまり、上記の公私二分論は単純に過ぎ、両者の間に、单一公用語主義と矛盾せずに地域言語の使用を許容する分野が存在する可能性を見落としていたとするのである。そこで本研究は、次にこの分野の探究に入ることとなる。

第2部

第2部は单一公用語主義の変容とその限界を、現実の法律改正と憲法改正、並びに憲法改正後の憲法院判決を通じて明らかにしている。第4章では、2008年の憲法改正以前から、地域主義の強まりを背景として進んできた現実の立法改正の動きを詳述している。具体的には教育分野と放送メディア分野の2つである。フランスではこの両者とも公的領域と觀念され、国家介入が正当化されているにもかかわらず、学校教育における地域言語教育やテレビ放送網での地

域言語によるプログラムが一定程度許容されていることを跡付け、ここに「半ば公的領域」と本研究が呼ぶ新たな可能性を見出すことで、公私二分論に新たな解釈の可能性が生じていることを確認する。

第5章では、2008年の憲法改正で「地域言語はフランスの遺産に属する」との規定が挿入されたことの法的意味について、その制憲過程、とりわけ国会の上下両院における議論の詳しい分析を通じて明らかにしている。本研究で明らかにされた事実は、地域言語の憲法上の承認に消極的な意見もあったものの、国会議員の多くはその存在を何らかの形で憲法が承認することには好意的であったこと、その議論の多くは、共和国の基本原理を規定する第1条と、公用語やフランス共和制のシンボルを規定する第2条のいずれに挿入することが妥当かをめぐる議論であったこと、最終的には地方自治について規定する第12章の末尾に第75条の1として挿入することで妥協が成り立ったこと、そして少なくともこれらの議論上は、地域言語条項の法的意義は消極的、妥協的ないし象徴的なものと意識されており、国家に一定の施策を法的に義務づける意味や、地域言語使用者に一定の実定法的な権利を保障する意味は乏しかったことなどである。特に憲法理論的な点での本研究の意義は、最もフランス共和制原理に強い執着を持つと思われる共産党・共和・市民グループのイヴァン・ルナール元老院〔上院〕議員の発言を見出したことである。すなわちルナール議員は、「フランス語は何よりも、我々共和国の自由・平等・博愛の諸原理を実現することを可能にする統合化の言語」であることを指摘し、この観点から「フランス語の使用は民主主義的な政治の必需品」と述べているのである。本研究はここに、フランス型民主主義が、「多様な個人が、自由・平等・博愛という根源的な3つの憲法原理に賛同することを通じて社会契約を結び、单一のフランス人民に統合されるというフランス共和制の根本理念から導かれる人民の單一性の原理を維持するために、フランス語が不可欠な普遍的意見交流の手段であることを必要とする」(79頁)ことを的確にまとめている。次に本研究は、本地域言語条項を根拠に現行法以上に積極的な地域言語教育の実施を要求する行政訴訟を起こしたABIFA57等事件についての2011年の憲法院判決を分析する。同判決は、地域言語条項が消極的意味しか持たないことを認め、「この条項は

憲法が保障する権利または自由を新たに設けるものではない」と述べたうえで、現行の教育行政が憲法75条の1に違反しないとした。本研究は、この判決が上記の制憲者意思を明瞭に確認していることを丹念に跡付けている。

第3部

第3部は、本研究の独自の視点から、再度、共和制の憲法原理の中核となるものを限定的に確認したうえで、地域言語の憲法保障との両立可能性とその積極的な意味を検討している。まず第6章では、これまでの憲法院判決を踏まえるなら、立法、行政、司法という典型的な公的領域においては全ての市民が主権者として共通理解が得られるように单一の公用語たるフランス語の使用を義務付けられることは認めざるを得ないとしつつ、それ以外の領域では立法を通じて地域言語の使用が保障されるのであり、地域言語の憲法条項の存在は、従来以上に積極的にこうした新たな地域言語保障立法を行うことの根拠規定になりうるとし、ここに地域言語条項の意義を見出している。本研究は、こうした新たな立法の可能性として、現在国会に上程されているいくつかの議員立法法案を取り上げて分析している。但し本研究は、これらの法案について、フランス語と同一時間数の地域言語教育を保障することや、地域圏（レジオン）議会における地域言語使用の承認については、单一公用語条項に反し違憲となる恐れが強いとしている。しかし本研究は、フランス国民の主権行使の「中核」に直結するか否かという新たな基準を設けることで、従来の公的領域と私的領域の中間に、広範な「周縁的公的領域」ないし「半ば公的領域」が存在することこそを強調するのである。

本研究は次に、表現の自由の保障に重ねることで地域言語使用者に一定の実定法上の権利を認める学説についても、これに関連する判例の分析を踏まえつつ、論じている。しかしこの視点については、本研究は現状では否定的である。

第7章では、さらに地域言語条項の可能性を探るために、多元公用語主義と本研究が呼ぶところのスペイン、イタリア、ベルギーとの比較を論じている。本研究によれば、これらの国々が採用する考え方は、全てのマイノリティに広

く文化的権利を認める可能性を有するカナダの多文化主義とは異なり、憲法に規定された地域言語にのみ一定の公的領域内に限りその使用を認める多言語主義である。本研究は、多元公用語主義では言語集団による地域独立運動が起こる可能性をかえって助長するものであり、これに対してフランスのような地域言語と単一公用語主義とを両立させる考え方は、こうした地域主義的な独立運動が激化する芽を未然に防ぎ、「不可分の共和国」理念が持つ純粋な社会契約論の有益性を保持するメリットがあるとするのである。但しこの見方が、フランス以上に地域主義的な問題を抱えるこれらの国々にとり非現実的な主張であることは本研究も自覚している。そこで本研究は、最終的にはルソーとシェイエスの議論を用いて、全ての自然権の共同体への譲渡による社会契約（ルソー）を前提として、「共通の法の下に暮し、同一の立法府によって代表される一個の同志集団」（シェイエス）こそが、全ての市民に普遍的で平等の人権を保障することを理念とする近代立憲主義にとって最善の姿であることを再確認し、それと矛盾しない範囲内で個人の属性の尊重を求める現代的要求を受け入れることができる「修正的単一公用語主義」の憲法原理上の正しさを主張するのである。

終章では、以上の分析に基づき、「修正的単一公用語主義」が現代日本にとって一定の意味を持ちうることを論証しようとする。本研究では特に法廷で地域言語ないし方言を使用する権利が検討されている。この点では、本研究はフランスからの示唆に基づき、司法の場では共通の単一言語の使用が不可欠であるとの認識を示し、したがって法廷言語の単一公用語主義を支持している。他方で、教育や放送メディアの分野においては、フランスと同様の視点から、立法を通じた地域言語や方言のより積極的な保障を述べているのである。

II 審査の要旨

本論文については、審査の過程でいくつかの欠点が指摘された。まず、1992年の憲法改正で単一公用語規定が採用された際の制憲者意思の詳しい分析が欠けていること、同じく同年に成立した欧洲地域少数言語憲章の制定者意思並びにこの条約中の締約国に対する法的義務付けの範囲をめぐる分析に不

分さが残ることが指摘されている。加えて、フランス型の「修正的単一公用語主義」を採用する理由づけとして、地域主義運動の激化による国家分裂への危惧を論じているが、地域の側からはむしろ国家分裂こそが正しい解決策であり、それを阻止する憲法論の限界を見落としているのではないかとの指摘もあった。さらに「修正的単一公用語主義」において「半ば公的領域」又は「周縁的公的領域」を確認するにあたって、既存の法律の限界にとらわれすぎており、むしろ公的領域を主権行使の中核部分に直結する範囲に限定するのであれば、地方議会における一定範囲での公的議論の場での地域言語の使用、それに伴う地方自治体における一定範囲の公文書における地域言語の使用、さらには公用語への通訳を前提とする司法の場での地域言語使用の保障などは、今後認められる余地があるものとして理論構成できるのではないかとの指摘もあった。そのほかに、論文全体の構成がなお不十分であり、使用されている日本語の不適切さや散見される誤記なども問題として残されている。

しかし、以上のような欠点はありつつも、本研究は、憲法学として初めて全面的かつ体系的に近代立憲主義と公用語の関係を論じた点で極めて高い研究的価値がある。加えて、その論理や具体的な範囲については問題が残るにせよ、従来の公私二分論を超えて、その中間領域に広く地域言語の使用を認める可能性があることを確認した点でも重要な意義を持つ。また本研究は、地域言語条項の挿入に関する憲法改正をめぐる国会の議論やその後のこの条項に関わる憲法訴訟について、豊富な文献その他の情報を用いて分析を行った日本での先駆的な研究であることも確かである。以上により、審査対象者である高橋基樹君は、研究者として自立して活動するに足りる力量を持っていることを、本研究を通じて証明していると考える。

III 最終試験の結果

審査員3名は、平成25年2月8日、論文を中心として、これに関連のある学科目について最終試験を行い、合格と判定した。

IV 学位授与の可否についての意見

論文審査と最終試験の結果、本論文については、成城大学大学院より、博士（法学）の学位を授与することができると認める。

平成25年2月21日
(おおつ・ひろし=本学教授)
(もりかわ・としたか=本学教授)
(にしど・しょういちろう=本学教授)

